財政公表

市では毎年２回、財政状況を公表しています。今回は平成29年３月31日現在での、平成28年度予算の執行状況を中心に、市の借入金や基金の現況などについてお知らせします。

なお、最終的な平成28年度決算については、改めてお知らせします。　〈財政管財グループ・市役所３階☎42～3214〉

■市の人口
〈平成29年3月31日現在〉

人　口	3,489人
男	1,618人
女	1,871人
世帯数	2,011世帯

はじめに

市の財政は、一般会計と特別会計、企業会計の３つに分かれています。

一般会計には、市の基本的な経費が計上されており、特別会計では、特定の事業を行うための収支が個別に処理されています。また、企業会計は、地方公共団体が経営する事業の会計で、本市には市立病院の運営を行う病院事業会計があります。

地方公共団体では、４月から翌年３月末までの会計年度内に全ての収納や支払いを完了することができないため、翌年度の４月と５月を出納整理期間とし、この間に未収金や未払い金の整理を行います。歳入の市債など、収入率や執行率が低くなっている科目があるのは、事業が完了する年度末以降に執行される収支があるためです。

今回お知らせする「財政公表」は、決算額とは異なり、平成29年３月末現在で平成28年度の予算額に対してどのくらい収入があり支出したかを示すもので、出納整理期間における収支を含んでいません。

なお、病院事業会計には出納整理期間がないので、３月末での収支状況が決算となります。

各会計予算の執行状況

各会計予算の執行状況は表１から表３のとおりで、一般会計の収入では予算の90・４％に当たる41億5,575万８千円が収入済みで、対する支出は38億6,559万１千円と予算の84・１％が執行済みとなっています。

また、市営公共下水道など４つの特別会計は総額で、収入済額が４億9,581万２千円、支出済額が７億4,087万３千円となっています。

一般会計・特別会計ともに収入済額は、一時転用金などにかかる収入を除いており、支出済額が収入済額を上回っている特別会計については、一般会計からの一時転用金で賄われています。

病院事業会計では収益的収入が支出を上回り、消費税を除いた純利益が196万円となりました。

表１　一般会計の予算執行状況

歳入科目	予算現額	収入済額	収入率
地方交付税	26億7,605万3千円	26億7,605万3千円	100.0%
国庫支出金	4億115万9千円	3億9,257万8千円	97.9%
市債	3億3,927万3千円	0円	0.0%
諸収入	2億5,156万5千円	2億2,767万6千円	90.5%
使用料等	2億2,415万6千円	2億1,327万円	95.1%
市税	2億1,240万5千円	2億86万3千円	94.6%
道支出金	1億4,157万9千円	1億1,574万円	81.7%
繰越金	1億3,629万4千円	1億3,631万7千円	100.0%
その他	2億1,423万円	1億9,326万1千円	90.2%
合計	45億9,671万4千円	41億5,575万8千円	90.4%

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率
民生費	11億8,035万7千円	10億9,018万2千円	92.4%
職員費	8億4,974万3千円	8億4,395万2千円	99.3%
土木費	6億5,626万3千円	4億3,248万1千円	65.9%
公債費	4億6,668万1千円	4億6,657万6千円	100.0%
衛生費	4億4,060万円	4億2,751万3千円	97.0%
総務費	4億2,845万3千円	1億4,251万3千円	33.3%
教育費	1億8,193万9千円	1億6,448万8千円	90.4%
商工費	1億2,243万6千円	9,549万9千円	78.0%
消防費	3,744万4千円	2,891万6千円	77.2%
その他	2億3,279万8千円	1億7,347万1千円	74.5%
合計	45億9,671万4千円	38億6,559万1千円	84.1%

市税の収入状況

収入予算の４・６％に当たる市税は、２億１，２４０万５千円の予算額に対し収入済額は２億86万３千円、９４・６％の収入率となっています。

なお、収入内訳は表４のグラフのとおりです。

市債の状況

市が、多額の資金を必要とする道路整備や施設建設など大規模事業を行う場合、国等から事業資金を借り入れます。これが市債で、市の借金になります。

市債現在高の総額は表５のとおり、全会計あわせて57億５，０９１万２千円となっており、前年同期と比べると２億１１３万７千円減少しています。

基金の状況

市債（市の借金）に対し、市の貯金に相当するのが財政調整基金などの各種基金です。

本市には表６のとおり、目的に応じた基金があります。基金現在高の合計は30億４，４１９万３千円で、前年同期と比べ６億４，９７１万７千円増加しました。

表２　特別会計の予算執行状況

会　　計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
市営公共下水道	3億1,881万1千円	7,845万9千円	24.6%	3億1,774万8千円	99.7%
市営神威岳観光	2,514万7千円	0円	0.0%	2,455万5千円	97.6%
国民健康保険	3億6,320万8千円	3億4,725万2千円	95.6%	3億2,280万4千円	88.9%
後期高齢者医療	7,795万8千円	7,010万1千円	89.9%	7,576万6千円	97.2%
総　　額	7億8,512万4千円	4億9,581万2千円	63.2%	7億4,087万3千円	94.4%

表３　企業会計の決算状況（病院事業）

区分	収益的収支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	5億8,952万8千円	5億9,313万1千円	100.6%
支出	6億28万6千円	5億8,443万6千円	97.4%

区分	資本的収支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	5,368万8千円	5,367万3千円	100.0%
支出	6,445万9千円	6,443万1千円	100.0%

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,075万８千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしています。

表４　市税の収入状況

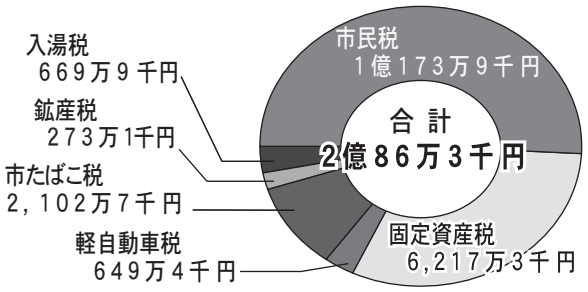

市民１人当たりの市税負担額　57,570円
（前年同期と比べ、2,024円の増）

表５　市債の状況

会　　計	現在高
一般会計	40億8,628万7千円
市営公共下水道特別会計	12億8,816万8千円
市営神威岳観光特別会計	1,228万5千円
病院事業会計	3億6,417万2千円
総　　額	57億5,091万2千円
前年同期との比較増減	▲2億113万7千円

市民１人当たりの借金額　1,648,298円
（前年同期と比べ、7,259円の増）

表６　基金の状況

区　　分	現在高
財政調整基金	23億4,000万円
減債基金	2億円
ふるさと応援基金	475万円
市営改良住宅敷金基金	922万1千円
市営住宅敷金基金	1,023万4千円
過疎地域自立促進特別事業基金	1億9,500万7千円
東光最終処分場閉鎖基金	5,132万5千円
国民健康保険事業財政調整基金	1億5,000万円
北海道市町村備荒資金組合	8,365万6千円
総　　額	30億4,419万3千円
前年同期との比較増減	6億4,971万7千円

市民１人当たりの貯金額　872,512円
（前年同期と比べ、212,331円の増）

後期高齢者医療制度

保険証を一斉更新します！

現在使用されている「後期高齢者医療被保険者証」（以下「保険証」といいます）の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となり、8月以降は使用できなくなります。

新しい保険証を7月中にお送りしますので、お手元に届きましたら、古い保険証を廃棄してください。新しい保険証の色は**黄色**になります。

なお、保険証は**1年ごとの更新**のため、今回お送りする保険証の有効期限は平成30年7月31日までとなります。

〈戸籍保険グループ・市役所1階☎42～3217〉

医療費の自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年の所得により1割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

※自己負担割合（1割または3割）は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となります。これにより負担割合が変更になる場合には、新しい保険証が交付されます。

■現役並み所得者とは

市民税課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度加入者（以下「加入者」といいます）及びその方と同じ世帯の加入者は、負担割合が3割の「現役並み所得者」になります。ただし、次に該当する方は、戸籍保険グループ窓口に申請することにより、1割負担となります。

▼同一世帯に加入者が1人の場合

加入者本人の収入額が383万円未満のとき。または同一世帯の70歳から74歳までの方と加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

▼同一世帯に加入者が2人以上の場合

加入者の収入の合計が520万円未満のとき。

※原則として、申請日の属する月の翌月から適用になります。

【例】8月16日に申請→9月1日から適用

減額認定証の更新

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」といいます）は、市民税非課税世帯の方の医療費（入院したときの食事代を含む）の自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在使用中の減額認定証は、保険証と同時期に更新されます。

保険証とは違い新しい減額認定証が届いても、8月1日まで古いものは廃棄しないでください。

なお、新しい減額認定証の色はだいだい色に変わります。

■減額認定証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

▼区分Ⅱ　世帯全員が市民税非課税の方

▼区分Ⅰ　区分Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する方

▽世帯全員の所得が0円で、公的年金収入のみの場合は、その受給額が80万円以下の方

▽老齢福祉年金を受給されている方

入院したときの食事代等

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの標準負担額を支払います。

住民税非課税世帯の方で減額認定証をまだお持ちでない方は、入院の際に減額認定証が必要となりますので、必ず戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください。

なお、減額認定証が有効となるのは、申請日の属する月の初日からとなります。

申請が遅れると、食事代等は払い戻しできませんのでご注意ください。

各区分での標準負担額は、次ページ表2のとおりです。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。

なお、減額認定証を医療機関に提示し、入院及び外来医療費の額によっては、自己負担限度額までとなり病院窓口での負担が軽減される場合があります。

各区分での自己負担限度額は、次ページ表1のとおりです。

【表１】１か月の医療費自己負担限度額

区　　分		自己負担限度額			
		平成29年７月まで		平成29年８月から	
		外来〔個人単位〕	外来＋入院〔世帯単位〕	外来〔個人単位〕	外来＋入院〔世帯単位〕
現役並み所得者		44,400円	（医療費総額－267,000円）×1%＋80,100円（多数該当44,400円※）	57,600円	（医療費総額－267,000円）×1%＋80,100円（多数該当44,400円※）
一　　般		12,000円	44,400円	14,000円（年額上限144,000円）	57,600円（多数該当44,400円※）
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円		15,000円

※過去12か月の高額療養費の支給が４回目からは多数該当が適用されます。

【表２】入院時の食事代などの標準負担額

区　　分			療養病床への入院			左以外の入院
			食事代（１食）	居住費（１日）		食事代（１食）
				平成29年9月まで	平成29年10月から	
現役並み所得者・一般			460円	320円	370円	360円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	厚生労働大臣の定める者は0円	厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）は200円、指定難病患者は0円	210円
		過去12か月で90日を超える入院				160円
	区分Ⅰ	80万円以下の年金受給者	130円			100円
		老齢福祉年金受給者	100円	0円	0円	

※減額認定証の適用区分が区分Ⅱの方で、「長期入院該当年月日」欄に日付が未記入であり、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請することにより食事代がさらに軽減されます。領収書等の入院日数が確認できるものを持参のうえ、戸籍保険グループへお越しください。

高額介護合算療養費

同じ世帯の加入者が１年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

医療費通知の発行

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、９月と３月の年２回です。

※この通知書を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■問い合わせ

▼北海道後期高齢者医療広域連合（☎０１１～２９０～５６０１）

▼戸籍保険グループ（市役所１階☎４２～３２１７）

福祉医療助成制度

市では、北海道と協力して各種助成制度を実施しています。いずれかの健康保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。

■重度心身障がい者医療

次のいずれかに該当する方にかかる医療費

①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方及び3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能にかかる障がい）の方

②重度の知的障がいがある方

③精神保健福祉手帳1級に該当する方（外来、訪問看護のみ）

■ひとり親家庭等医療

①20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費

②①の家庭の子の入院・外来医療費

③両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・外来医療費

※18歳以上の子は一定の要件が必要。

■子ども医療

上記以外の子ども（18歳に達する日の年度の末日まで）にかかる入院・外来医療費。

▼収入要件

対象者本人が18歳に達する日の年度の末日までは特別な場合を除き収入要件はありません。それ以外は、収入要件があり状況によっては認定されない場合があります。

■助成の内容

各医療費における助成の内容は左表のとおりです。

■問い合わせ　戸籍保険グループ（市役所1階☎42～3217）

■各医療費の助成内容

市民税課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費負担は1割です。ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

【1か月の自己負担限度額】（平成29年7月まで）

外来（個人単位）	12,000円
入院＋外来（世帯単位）	44,400円

【1か月の自己負担限度額】（平成29年8月から）

外来（個人単位）	14,000円 （年額上限144,000円）
入院＋外来（世帯単位）	57,600円 （多数該当44,400円※1）

※1　過去12か月の自己負担限度額を超えたことによる助成が4回目からは多数該当が適用されます。

市民税非課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費は無料です。ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。

【初診時一部負担金】

医　科	歯　科	柔道整復
580円	510円	270円

18歳に達する日の年度の末日までの子ども

医療費は無料です。

※医療機関によっては、一度自己負担が必要になる場合があります。

ウイルス性肝炎 医療受給者証の更新

医療受給者証の有効期限の更新が必要な方は、お早めに申請してください。

▼対　象　有効期限が平成29年9月30日までの次の医療受給者証を所持する方

▽ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証（青色）

▽ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証（緑色）

▼受　付

▽日　時　7月3日（月）～9月29日（金）（土・日・祝祭日を除く）8時45分～17時30分

※9月以降申請の場合、結果通知が10月になることがありますので、更新が必要な方はできるだけ7～8月中に申請してください。

▽会　場　滝川保健所（滝川市緑町2丁目3番31号）

▼問い合わせ　滝川保健所健康推進課保健係（☎24～6201）

第67回 社会を明るくする運動

7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年も「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに運動が展開されます。

〈福祉・子育て支援グループ・市役所2階☎42～3213〉

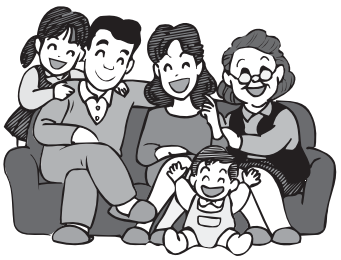

社会を明るくする運動は、今年で67回目を迎える全国的な運動です。テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースなどが報道されています。

犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域社会をつくることも大切なことではないでしょうか。

刑罰を受けあやまちを深く反省し再び生きていくことは、決して容易なことではありません。

犯罪や非行をなくすことやあやまちからの立ち直りを支えていくためには、一部の人たちだけではなく、家庭や地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない明るい社会をつくるために、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

社会を明るくする運動
講演会にご来場を！

運動期間中は、広報ポスターやけんすい幕を掲示して、この運動を広く皆さんに知っていただくとともに、次により講演会を開催します。

当日は、市内の小・中学生による作文発表も行いますので、市民の皆さんの参加をお願いします。

▶と　き　7月20日(木)17時30分
▶ところ　うたみん
▶講　師　歌志内中学校
　校長　水間(みずま)　一仁(かずひと)氏
▶主　催　社会を明るくする運動
　歌志内市実施委員会

毎年7月は青少年の非行・被害防止 道民総ぐるみ運動強調月間！

■社会を明るくする運動と一体的な活動を実施

道では7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」と定め、社会を明るくする運動と一体的な活動を実施します。

この機会に、青少年非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年に悪影響を及ぼす環境の排除を心がけるなど、市民の皆さんの協力をお願いします。

■青少年を非行から守ろう

少年による凶悪な犯罪や薬物乱用が後を絶たない状況にあります。また、出会い系サイトや児童虐待等による子どもの被害、いじめ問題など、少年の非行防止、被害防止において予断を許さない状況となっています。

こうした問題には、親や大人の言動や姿勢、社会のあり方が反映していると考えられます。子どもが伸び伸び健やかに育つ環境を整えるのは大人たちの責任です。

■子どもは社会を映す鏡

大人が率先して実践すべきことがたくさんあります。まず、大人自身が変わること。そして子どもたちを温かく見守り、支えてあげること。行動や後ろ姿で、大切なことを示せる大人になりましょう。

■家族の時間を大切に

北海道青少年育成協会では、家族団らんの時間を増やすことを提唱しています。毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、この日は家族そろっての食事や、家庭的作業を行うことを勧めています。子どもにとって、家庭は社会の出発点。非行防止は家庭から。家族が触れ合う時間を大切にしてください。

〈青少年センター・社会教育グループ☎42～4223〉

地域ぐるみで子どもを犯罪から守ろう!!

子どもが犯罪に巻き込まれるのは、ほとんどが登下校時や公園などで遊んでいるときです。これまでも、下校途中の児童生徒が不審者から声をかけられたり、追いかけられたりするなどの情報が寄せられています。

犯罪から子どもを守るとともに、青少年の健全育成を進めるためには、学校や警察だけでは限界があり、保護者・地域の皆さんの協力がたいへん重要となります。

安全・安心な学校・地域づくりのために市民の皆さんのご協力をお願いします。

〈青少年センター・社会教育グループ☎42～4223〉

地域の皆さんへ

▼地域で巡回パトロールを行うなど、子どもを犯罪被害から守る取り組みを広げましょう。

▼町内会などで行う防犯活動に、積極的に参加しましょう。

▼子どもは「地域の子」として目を配りましょう。

▼一人で遊んでいる子どもや不自然な子ども連れを見かけたら、ためらわずに一声かけるようにしましょう。

▼登下校の時間帯にあわせて犬の散歩や買い物に出かけるなど、日常から防犯意識を持ちましょう。

保護者の皆さんへ

市・教育委員会・青少年センターでは、防犯協会の全面的な協力を得て、青色防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保のために活動しています。

市民の皆さんの協力で子どもたちを守りましょう。

▼子どもと一緒に防犯活動に参加し、犯罪から身を守る教育をしましょう。

▼少しでも危険を感じたときは、走って逃げたり、大声で助けを求めたりすることを子どもに教えましょう。

▼子どもと一緒に「こども１０番の家」の場所を確認しておきましょう。

▼子どもが出かけるときは、必ず行き先や帰る時間などを告げさせましょう。

▼危険な目に遭ったときは、親に必ず話すよう子どもに指導しましょう。

▼不審者を見かけたり、不審な情報を聞いたりしたときは、警察や学校へ連絡しましょう。

万一の駆け込み所を確認しておきましょう

防犯協会・青少年センター・赤歌警察署では、合同で市内の商店や事業所などに、万一の場合に子ども駆け込み所となることを依頼しています。

これが「こども１１０番の家」で、犯罪やトラブルに巻き込まれそうになった子どもが、周囲の大人にすぐ、助けを求めることができるようにするための取り組みです。

「こども１１０番の家」に協力している商店などにはプレートが掲げられ、危険を感じて助けを求めてきた子どもを保護し、警察などに通報してくれることになっています。

次ページの表で、地域のどこにあるのか親子で確認し、助けの求め方などについて話し合っておきましょう。

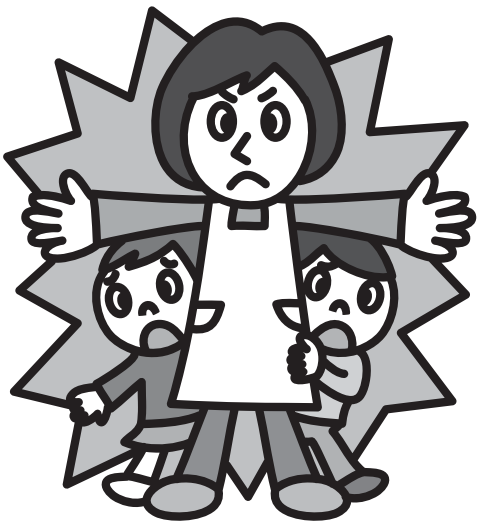

こども110番の家

こども１１０番の家に協力いただいている市内の商店や事業所等は次のとおりです。

東光地区　3か所

▼歌志内運送㈱
▼東光児童館
▼セイコーマート歌志内東光店

本町地区　19か所

▼歌志内市コミュニティセンター
▼㈲上川酒店
▼㈲古川履物店
▼歌志内商工会議所
▼㈱吉田組
▼歌志内市郷土館ゆめつむぎ
▼歌志内郵便局
▼畔地生花店
▼歌志内市消防本部
▼明円工業㈱本社
▼明円工業㈱歌志内給油所
▼㈲明和運輸
▼㈱和泉組
▼歌志内市社会福祉協議会
▼㈱加藤電機商会
▼イワタニ北海道㈱歌志内プロパン営業所
▼まるたか電機
▼連合北海道歌志内地区連合会
▼歌志内市役所

歌神地区　5か所

▼光生舎クリーンセブン
▼㈲木谷商店（ハマナスクラブ）

このプレートが目印です

神威地区　11か所

▼㈱矢野商会
▼歌志内市立神威保育所
▼神威児童センター
▼経塚工業㈱歌志内営業所
▼早川商店
▼西出興業㈱歌志内給油所
▼木村精肉店
▼老人福祉センター
▼㈱藤樹園
▼さとうサイクル
▼永田商事㈱
▼神威郵便局
▼きよえ美容室
▼酒井商店

中村地区　6か所

▼道の駅うたしないチロルの湯
▼勤医協神威診療所
▼田村ふとん店
▼㈲シバ洋品店
▼歌志内幼稚園
▼歌志内市民体育館
▼加藤建設㈱
▼㈲安田総合保険企画
▼文珠郵便局
▼セイコーマート歌志内店
▼大栄産業㈱北海道事業所
▼ショッピングさかい
▼水島建設工業㈱
▼㈱葛西建設工業
▼給食センター
▼ケア・サポート21
▼プログリーンインドアパークゴルフ場

文珠地区　11か所

平成29年度 町内会・自治会長のご紹介

町内会・自治会名	会　長　名	電話番号	町内会・自治会名	会　長　名	電話番号
上歌新栄町自治会	宮崎公英（みやざききみひで）	42～3245	神威神楽岡町内会	山川義信（やまかわよしのぶ）	42～4664
東光町内会	田中稔（たなかみのる）	42～3519	美山町内会	小島忠勝（こじまただかつ）	42～4646
本町・川向町内会	川野敏夫（かわのとしお）	42～6016	中村町内会	須貝勉（すがいつとむ）	42～4876
本町第一町内会	工藤孝司（くどうこうじ）	42～6310	中央地区自治会	上田正昭（うえだまさあき）	42～6409
本町第二町内会	黒田豊（くろだゆたか）	42～2806	文珠第一町内会	女鹿聡（めがさとし）	42～5022
歌神川向町内会	三浦茂実（みうらしげみ）	42～5254	文珠第二町内会	山崎輝男（やまさきてるお）	42～4502
歌神町内会	稲田穣（いなだみのる）	42～3384	文珠新泉町町内会	大屋功（おおやいさお）	42～2261
歌神市街町内会	早川邦光（はやかわくにみつ）	42～6479	しらかば町内会	有恵洋子（ありえようこ）	42～3542
神威町内会	三戸満雄（さんのへみつお）	42～4848	文珠第三町内会	澤田季孝（さわだすえたか）	42～4675

※名簿は平成29年６月１日現在のものです。〈順不同・敬称略〉